

初版刊行から7年ぶりの待望の改訂版！
数々の法改正や実務動向の変化を踏まえ、
全面的に解説を見直した全訂版



Q&A 家事事件と 銀行実務【第2版】

成年後見・高齢者・相続・遺言・離婚・未成年・信託

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 斎藤輝夫

監修

一橋大学法科大学院特任教授、岩田合同法律事務所 弁護士 田子真也

2020年5月刊 A5判 384頁 本体3,900円+税 978-4-8178-4644-0 商品番号:40520 略号:家事銀

- ✓ 後見制度支援信託や信託口口座などについても、新たなQを設けて解説。
- ✓ 総勢34名の大手銀行の法務担当者、銀行実務に携わる弁護士らが預金払戻請求・取引経過開示請求等に対する銀行の対応とその論理を、家事事件の類型ごとに解説。

【収録している主な改正法の内容】

- 成年後見人の死後事務等に係る民法及び家事事件手続法改正(平成28年法律第27号)
- 法定相続情報証明制度に係る不動産登記規則改正(平成29年法務省令第20号)
- いわゆる債権法の大改正である民法改正(平成29年法律第44号)
- いわゆる相続法の大改正である民法及び家事事件手続法改正(平成30年法律第72号)

【設問例】

- Q 預金者の成年後見等の審判の届出がされた後に、預金者本人から預金の払戻請求がされた場合、銀行はどのように対応すればよいか。預金者に預金の払戻しを行ってしまった場合、銀行が責任を負うことはあるか。
また、成年被後見人が死亡した後、成年後見人から死後事務遂行のために成年被後見人口座からの預金払戻請求があった場合、どのように対応すればよいか。
- Q Aは、共同相続人の一人として遺贈等を受けた他の相続人Bに対して遺留分を主張しようと思うが、遺留分侵害額請求権に基づき被相続人名義の預金口座に係る債権に対して仮差押えを行うことはできるか。なお、本件預金債権のほかにも相続財産があり、遺産分割は終了していないものとする。
- Q A銀行に預金口座を持っているBの親族を名乗るCから、「Bを委託者兼受益者、Cを受託者として、口座預金を信託財産とする民事信託(家族信託)を締結した」として、受託者C名義への名義変更の依頼があった。A銀行はどのように対応すべきか。また、受託者C名義の信託口口座の開設依頼があったときは、どうか。

など84問収録！

 日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp
ツイッターID:@nihonkajo